

第2四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	新木津川大橋外3箇所道路情報板等点検整備業務委託	道路トンネル付帯設備	ミナモト通信株式会社	2,310,000	R6.7.2	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	大正区鶴町2丁目ほか不動産嘱託登記等業務委託	土地家屋調査	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	28,077,947	R6.8.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
3	令和6年度 此花区夢洲中1丁目ほか 不動産嘱託登記等業務委託	土地家屋調査	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	39,195,719	R6.8.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	大阪“みなと”カーボンニュートラルポート(CNP)形成戦略等検討業務委託	建設コンサルタント	パンフィックコンサルタンツ株式会社	64,944,000	R6.8.29	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
5	港湾監視カメラシステム機器保守点検業務委託 長期継続	その他通信設備	パナソニックコネクト株式会社	7,738,060	R6.9.24	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	大阪港内埠頭保安設備点検整備業務委託	電気設備	NECネットエスアイ株式会社	10,298,200	R6.9.25	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

新木津川大橋外3箇所道路情報板等点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

ミナモト通信株式会社

## 3 随意契約理由

本業務委託は、新木津川大橋及び常吉大橋、夢舞大橋の3橋における各橋梁上の路面状態や風速を常時監視し、車両の通行止めや注意喚起を行うための道路情報板等が良好に動作するように定期点検を行うものである。

本設備の機器調整・障害・クレーム・保守点検業務については、平成27年5月15日より製造者であるコイト電工株式会社からミナモト通信株式会社に業務移管している。

本設備の各装置及び制御システムは、製造者が独自の技術を用いて製作したものであり、その詳細について他社への情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行ができない。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課（電気）

### 1 案件名称

大正区鶴町2丁目ほか不動産嘱託登記業務委託

### 2 契約の相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 3 随意契約理由

本案件は、大阪市が埋立て管理する鶴浜地区の土地における公有地の売却や貸付などに伴い、測量や分筆、不動産登記等の業務を外部に発注するものである。

埋立地は、その性質上、土地が変動しており、過去に実施した夢洲地区の不動産嘱託登記等業務では大幅に土地の変動が生じていたため、法務局から「地積変更登記」(災害、寄洲、海底隆起等の自然現象により土地の地積が増減した場合に申請する登記)を行うように指導を受ける等、既設座標値の修正対応などに関する法務局との折衝が生じている。

鶴浜埋立地についても、平成13年の埋立竣功後、平成19年に登記を行っているものの、令和5年度に調査を行ったところ、公簿の座標と現況が大きくずれていることが判明した。鶴浜埋立地については、令和5年10月の市会における議論を踏まえ、令和7年度早期に地区中央部の約4.8ヘクタールの土地の公募売却を予定しており、この公募売却に向け、令和6年度中に売却予定の4.8ヘクタールを含む19ヘクタールの測量作業を行い、売却予定地と隣接公共施設、私有地等との境界を確認し、面積を確定させる必要があり、相当数の技術者が必要となる。

あわせて、法務局と難易度の高い折衝についても同時期に行う必要があることから、限られた期間内に迅速かつ適正に業務を遂行するため、業務対象範囲を一括して委託する必要がある。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は164名、法人は8法人(令和6年4月時点)におよび、また、過去に本業務と同様の夢洲地区での不動産嘱託登記等業務の実績があるなど大阪港埋立地の業務に関するノウハウを持ち、本市の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体であることから、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

【参考:公共嘱託登記土地家屋調査士協会】

官公署(国又は国の行政機関、地方公共団体等)による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼び、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかなは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された協会である。

#### 【参考:土地家屋調査士法】

第63条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益と

なる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調

査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与すること

を目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第34条の規定による社団

法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

第64条 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1号

並びに同条第2号及び第3号(同条第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に

関するものに限る。)に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調

査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪港湾局 営業推進室 販売促進課

### 1. 業務名称

令和6年度 此花区夢洲中1丁目ほか 不動産嘱託登記等業務委託

### 2. 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

### 3. 随意契約理由

本業務は、大阪市が埋立て管理する夢洲地区の土地における公有地の売却や貸付などに伴い、測量や分筆、不動産登記等の業務を外部に発注するものである。

埋立地である夢洲については、その性質上、土地が変動しており、過去に当該法人に委託し実施した夢洲地区の不動産嘱託登記等業務で、夢洲の対象区域でも大幅に土地の変動が生じていたため、法務局から「地積変更登記」（災害、寄洲、海底隆起等の自然現象により土地の地積が増減した場合に申請する登記）を行うように指導を受ける等、既設座標値の修正対応などに関する法務局との折衝が生じたことから、今年度においても法務局との折衝等の対応が見込まれる。

本業務は、2025年開催予定の大阪万博開催予定地が含まれており、大阪万博開催後の跡地活用として、来年度早々に事業者を募集することから、限られた期間内に迅速かつ適正に業務を遂行する必要がある。また、業務対象範囲が約64haと広大であることから、相当数の技術者が必要である。なお、法務局との円滑な折衝のためにも同時期に行う必要があるため、業務対象範囲を分離することはできず一括して委託するものである。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、過去に本対象区域の不動産嘱託登記等業務の実績があるとともに、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は164名、法人は8法人（令和6年4月時点）におよび、本市の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体であることから、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

### 4. 根拠法令：地方自治法施行令167条の2 第1項 第2号

### 5. 担当部署：大阪港湾局営業推進室販売促進課

#### 1 案件名称

大阪“みなと”カーボンニュートラルポート（CNP）形成戦略等検討業務委託

#### 2 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社

#### 3 随意契約理由

本業務では、大阪“みなと”の基礎情報（インフラストック、港湾を利用又は立地する企業の活動等）や技術開発の状況、荷主・船社の意向や展望などを調査・把握し、それらの情報をもとに目標達成に向けた道筋や大阪“みなと”が荷主等から選ばれる港となるための戦略を立案するものである。

戦略立案にあたっては、事業者は、大阪“みなと”の特性を踏まえつつ、日々変動する世界・日本におけるCNを取り巻く情勢（国・国際機関が打ち出す方向性や規則等、企業の戦略・動向及び保有する技術等、次世代エネルギーに関する技術開発・商品化の進展、金融面での施策）を把握・分析する能力が求められ、そのうえで、的確性・実現性はもちろんのこと、新規性・創造性を有した提案が可能な能力が求められる。

以上より、本業務委託の目的の達成のためには、事業者から提出された企画提案書のうち、最も優秀な内容の提案を行った者を受託予定者として選定することにより、業務内容の一層の向上を図り、より優れた業務成果を期待できることから、公募型プロポーザル方式により事業者を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、パシフィックコンサルタンツ株式会社と地方自治法施行令第167条2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 事業戦略課 環境保護施策担当

## 1 案件名称

港湾監視カメラシステム機器保守点検業務委託 長期継続

## 2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、港湾監視カメラシステム機器の定期的な保守点検及び障害発生時の対応を行うものである。

平成13年からの新島建設工事に伴い船舶の航行環境が悪化することから、工事の実施主体である大阪市（港湾管理者）が船舶向けの信号施設を用いて情報提供すること、また、船舶の運航調整を行うこと等により船舶の航行安全の確保を行うことが、大阪港新島建設等工事中航行安全対策委員会において決定した。この安全対策の中で当機器は、船舶向けに確実な情報提供を図るための港内の船舶動静の監視を主たる設置目的としており、港湾管理者として港内を航行する船舶の安全を確保するため、必要不可欠な機器である。なお、信号施設の操作や当機器の操作を行う「大阪咲洲船舶通航信号所」は航路標識法に基づき、海上保安庁の許可を得て設置、運用しており、その運用による影響が船舶交通の安全に障害を生じさせるおそれもあることから、航路標識（大阪咲洲船舶通航信号所）の機能に支障を生じさせないように適切に運用し、管理を行わなければならない。

当機器の保守点検を行う際や障害が発生した場合に、当機器を休止することは、船舶の事故につながる可能性があるため、休止時間を最小限とし、迅速かつ確実に保守点検及び障害対応を行う必要がある。当機器は上記業者固有のシステムを採用し製作・設置したものであることから、上記業者は不具合箇所の特定制や故障原因の究明を迅速かつ確実に行うことができる業者である。また、上記業者以外に代理店等の契約による当機器の保守点検業者が存在していないことから、上記業者は本業務を確実に遂行できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者と随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（海務）

## 1 案件名称

大阪港内埠頭保安設備点検整備業務委託

## 2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」の改正に伴い制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく港湾保安対策にかかる対応設備の点検整備を行うものである。

本業務実施にあたって、上記法令に基づいて国土交通省より承認を受けている保安規程においても、秘密情報を取扱う者は最小限に留めることを求められており、監視カメラの配置やシステム構築内容等の保安対策上、情報漏洩を防止する観点から秘密保全を図る必要がある。

上記業者は、北港白津岸壁・南港C6,7岸壁・国際フェリー岸壁の埠頭保安対策設備を統括制御システムに組み込んで設計製作しており、当該設備設置時に当局と秘密保持を含む工事契約を締結している。

以上のことから、保安設備の本体構造及びシステム全体を把握し、秘密保全に関する規則・体制を確実に有する事業者は上記業者のみであるため、上記業者との随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 海務課（防災保安）